

川崎市主催

電子マニフェスト操作研修会 を開催します

川崎市では排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした電子マニフェスト操作研修会を2回開催します。本研修会では公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの方を講師に招き、実際にパソコンを使用して電子マニフェストのデモシステムを操作し、使用方法等を学びます。

日時

第1回 令和2年**2月6日(木)**

いずれも

第2回 令和2年**2月21日(金)**

14:00~16:00
(開場13:45)

会場

川崎市産業振興会館 8階 第2 コンピュータ研修室 (定員16名)
(川崎市幸区堀川町66-20)

内容

- (1) 電子マニフェストシステムの概要について
- (2) 電子マニフェストシステムの操作方法について
- (3) 質疑応答

**参加費
無料**

申込方法

◎ **申込は電子メールでのみ受け付けます**

- 1 参加を希望する回
(第1回(2月6日開催)か第2回(2月21日開催)のいずれかを明記してください)
- 2 事業者名及び事業所名
- 3 参加希望者氏名
- 4 連絡先の電話番号

をメール本文に記載し、

件名を必ず「川崎市主催電子マニフェスト操作研修会参加申込」

とした上で川崎市環境局廃棄物指導課宛てにメールを送信してください。

メール送信先 30haiki@city.kawasaki.jp

◎ **申込受付期間**

第1回 (2月6日開催) ⇒ 令和2年1月30日(木)まで

第2回 (2月21日開催) ⇒ 令和2年2月14日(金)まで

- 申込み先着順とさせていただきます。参加の可否については、申込み日から3日(土日祝除く)以内にこちらから電話にて御連絡させていただきます。
- 定員が16名と少ないため、原則1事業者につき1名までの参加とさせていただきます。ただし、会場に余裕がある場合には複数名の参加も可能としますので、メール本文に参加希望者全員の氏名と希望順位を記載してください。複数名の参加の可否については受付期間終了後に電話にて御連絡いたします。

問合せ・申込み先：川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

TEL 044-200-2581 E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp

川崎市主催

電子マニフェスト導入説明会 を開催します

川崎市では排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした電子マニフェスト導入説明会を開催します。本研修会では公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの方を講師に招き、電子マニフェストシステムのメリットや特徴、導入の方法等について説明いたします。

日時

令和2年**2月27日(木)** 14:00~16:00 (開場13:45)

会場

川崎市役所第3庁舎12階会議室 (定員24名)
(川崎市川崎区東田町5番地4)

参加費
無料

内容

- (1) 電子マニフェストの仕組みと運用
- (2) 電子マニフェスト導入の方法
- (3) 電子マニフェストの活用方法
- (4) 行政報告システムについて

※本説明会は電子マニフェストについて講義形式で学ぶ説明会であるため、実際にパソコンを用いた操作体験等は行いません。

申込方法

◎申込は電子メールでのみ受け付けます

- 1 事業者名及び事業所名
- 2 参加希望者氏名
- 3 連絡先の電話番号

をメール本文に記載し、

件名を必ず「川崎市主催電子マニフェスト導入説明会参加申込」

とした上で川崎市環境局廃棄物指導課宛てにメールを送信してください。

メール送信先 30haiki@city.kawasaki.jp

◎申込受付期間 **令和2年2月20日(木)まで**

- 申込み先着順とさせていただきます。参加の可否については、申込み日から3日(土日祝除く)以内にこちらから電話にて御連絡させていただきます。
- 定員が24名と少ないため、原則1事業者につき1名までの参加とさせていただきます。ただし、会場に余裕がある場合には複数名の参加も可能としますので、メール本文に参加希望者全員の氏名と希望順位を記載してください。複数名の参加の可否については受付期間終了後に電話にて御連絡いたします。

廃棄物処理法の改正により、令和2年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。

問合せ・申込み先：川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

TEL 044-200-2581 E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp